平成２２年（フ）第１６号
奈良県吉野郡大淀町大字下渕1635番地の147
破産者　山本　智代（旧姓今中）
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第３２号
神戸市東灘区御影塚町４丁目13番13号
破産者　横白ミサコ（旧姓佐藤）
1　破産債権の届出期間　平成22年９月10日まで
2　一般調査期日　平成22年10月７日午前10時
平成22年８月４日
神戸地方裁判所第３民事部

最後配当に関する除斥期間

平成１６年（フ）第２５１５号
大阪市北区曽根崎新地２丁目２番16号
破産者　株式会社ダイシンファイナンス
除斥期間　平成22年８月17日まで
平成22年７月30日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２０年（フ）第８１０５号
大阪市旭区高殿２丁目17番１号
破産者　塩谷　和弘
1　期日　平成22年９月３日午後２時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年８月５日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第４８号
北海道登別市幌別町７丁目９番地１
破産者　阿部　詔宣
異議申述期間　平成22年９月６日まで
平成22年８月５日
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第４９号
北海道登別市幌別町７丁目９番地１
破産者　阿部　悦子
異議申述期間　平成22年９月６日まで
平成22年８月５日
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

免責許可決定

平成２１年（フ）第５３号
岩手県遠野市小友町43地割150番地
破産者　松田　裕人
1　決定年月日　平成22年７月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部

平成２２年（フ）第２３号
岩手県釜石市定内町１丁目５番６号、旧住所
山形県長井市五十川1251番地の９
破産者　高橋　裕之
1　決定年月日　平成22年８月３日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部

特別清算開始

平成２２年（ヒ）第１６号
栃木県下都賀郡壬生町本丸１丁目７番23号
清算株式会社　エス・ケイ・エム株式会社
代表清算人　佐藤　昌男
1　決定年月日　平成22年８月４日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２２年（ヒ）第７号
静岡市葵区紺屋町２番地の２
清算株式会社　株式会社エイチ・アイ・エス
代表清算人　佐原　義英
1　決定年月日　平成22年８月２日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
静岡地方裁判所民事第２部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第６号
栃木県下野市緑４丁目16番地29
清算株式会社　ハタショウ株式会社
1　決定年月日　平成22年８月４日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２２年（ヒ）第２０２４号
東京都墨田区本所４丁目29番20号
清算株式会社　アトラス興業株式会社
1　決定年月日　平成22年８月４日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ヒ）第２号
福岡県久留米市国分町御供田1596番地
清算株式会社　大牟田西鉄タクシー株式会社
1　決定年月日　平成22年８月２日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
福岡地方裁判所久留米支部

特別清算協定認可

平成２２年（ヒ）第２号
福岡県久留米市六ツ門町17番地11
清算株式会社　菜果フーズ株式会社
1　決定年月日　平成22年８月２日
2　主文　本件協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて案分して弁済する。
2　各協定債権者は、前項の規定の弁済を受けた場合には、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
3　第１項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
福岡地方裁判所久留米支部

再生手続開始

平成２２年（再）第１号
大分県佐伯市蒲江大字丸市尾浦1608番地
再生債務者　株式会社名護屋機工
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後１時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年９月７日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成22年９月24日から平成22年10月７日まで
大分地方裁判所佐伯支部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２１年（再）第２７号
大阪府阪南市桃の木台２丁目３番地の２
再生債務者　株式会社ベリーワイズ
1　決議に付する再生計画案　平成22年７月９日付け再生債務者提出の再生計画案
2　債権者集会
⑴　期日　平成22年９月15日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
3　議決権不統一行使の通知期限　平成22年９月１日
平成22年７月30日
大阪地方裁判所第６民事部

再生計画認可

平成２１年（再）第１２号
千葉県木更津市大久保２丁目１番６号
再生債務者　高山　　敏
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成22年８月４日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（再）第１３号
千葉県木更津市大久保２丁目１番６号
再生債務者　高山美知子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成22年８月４日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係